

平成 20 年 3 月 10 日  
企業会計基準委員会

改正企業会計基準第 10 号

## 「金融商品に関する会計基準」及び

企業会計基準適用指針第 19 号

## 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」 の公表

### 公表にあたって

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、金融取引を巡る環境が変化する中で、金融商品の時価情報に対するニーズが拡大していること等を踏まえて、金融商品についてその状況やその時価等に係る事項の開示の充実を図るため、審議を重ねてまいりました。

今般、平成 20 年 2 月 28 日の第 147 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準（以下「改正会計基準」という。）及び適用指針（以下「本適用指針」という。また、改正会計基準と合わせ、以下「改正会計基準等」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

改正会計基準等につきましては、平成 19 年 7 月 20 日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

なお、当委員会では、新たな会計基準等の公表による他の会計基準等の修正について、その内容を新たに公表する会計基準等の文末に記載する方法を採用することとしております。詳細につきましては、以下をご覧ください。

「新会計基準等の公表による他の会計基準等の修正について」

## 改正会計基準等の概要

以下の概要は、改正会計基準等の内容を要約したものです。

### ■ 背景

金融取引を巡る環境が変化する中で、金融商品の時価情報に対するニーズが拡大していること等を踏まえて、金融商品についてその状況やその時価等に関する事項の開示の充実を図るために、改正会計基準等を公表することとした。

### ■ 注記事項

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項を注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

#### (1) 金融商品の状況に関する事項（改正会計基準第 40-2 項(1)、本適用指針第 3 項）

- ① 金融商品に対する取組方針
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

これまで、デリバティブ取引について、取引に係るリスクの内容やリスク管理体制等の取引の状況が開示されてきたが、改正会計基準等では、これを金融商品全般に広げている。

また、③の記載において、特に、総資産及び総負債の大部分を占める金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要であり、主要な市場リスクに係るリスク変数（金利や為替、株価等）の変動に対する当該金融資産及び金融負債の感応度が重要な企業は、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用しているか否かに応じて、次の(i)（同分析を利用している金融商品）又は(ii)（同分析を利用していない金融商品）の事項を記載する。

- (i) 定量的分析に基づく情報及びこれに関連する情報
- (ii) リスク変数の変動を合理的な範囲で想定した場合における貸借対照表日の時価の増減額及びこれに関連する情報等

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項（改正会計基準第 40-2 項(2)、本適用指針第 4 項及び第 5 項）

- ① 原則として、金融商品に関する貸借対照表の科目ごとに、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額並びに当該時価の算定方法を注記する。
- ② 有価証券については、①に加えて、保有目的ごとに定める事項、保有目的の変更に関する事項及び減損処理に関する事項を注記する。

- ③ デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているものを含む。）については、①に加えて、取引の対象物の種類（通貨、金利、株式、債券及び商品等）ごとに、契約額、時価及び時価の算定方法等を注記する。
- ④ 金銭債権及び満期がある有価証券（ただし、売買目的有価証券を除く。）については、償還予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記する。
- ⑤ 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債については、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記する。
- ⑥ 金銭債務については、貸借対照表日における時価の開示（①参照）に加えて、約定金利に金利水準の変動のみを反映した利子率で割り引いた金銭債務の金額又は無リスクの利子率で割り引いた金銭債務の金額のいずれかを開示することができる。ただし、この場合には、当該金額の算定方法及び時価との差額についての適切な補足説明を行う。

上記について、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を注記していない金融商品については、当該金融商品の概要、貸借対照表計上額及びその理由を注記する。

これまで有価証券やデリバティブ取引の時価等の開示が行われてきたが、改正会計基準等では、金融商品全般に広げている。なお、本適用指針の参考（開示例）において、時価の算定方法等の記載例が示されている。

### (3) 四半期財務諸表における注記事項（本適用指針第 40 項）

企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」では、時価のある満期保有目的の債券やデリバティブ取引の時価等について、前年度末と当該四半期会計期間末を比較して著しい変動がある場合に、当該四半期会計期間末の情報を注記することとしている。

## ■ 適用時期

平成 22 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。ただし、当該事業年度以前の事業年度の期首から適用することを妨げない。

平成 19 年 7 月に公表した公開草案では、原則として平成 21 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用することとしていたが、実務面での円滑な適用を図るため、平成 22 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用するものとし、四半期財務諸表に関しては、翌事業年度から適用することを原則とした。

なお、注記事項(1)③に関連する(i)及び(ii)の事項については、平成 23 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することができるものとした。

以 上